

## 自費介護サービス利用契約書

様（以下、「利用者」といいます）と株式会社三協メディケアあつたかいごデイサービス黒川（以下、「事業所」といいます）は、利用者に対して行う自費介護サービスについて次の通り契約します。

### 第1条（契約の目的）

- （1）事業所は、利用者に対し、この契約書に従い、利用者が可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話に係るサービスの提供をすることを目的とします。
- （2）事業所は、自費介護サービス提供にあたっては、利用者の必要な夜間の介護、健康状態及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減等を図ります。

### 第2条（契約期間）

- （1）この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- （2）契約満了の7日前までに、利用者から事業所に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

### 第3条（自費介護サービスの提供場所・内容）

- （1）自費介護サービスの提供場所は盛岡市（玉山地区を除く）です。所在地及び設備の概要は【別紙重要事項説明書】の通りです。
- （2）事業所は、自費介護サービスの提供にあたり、その内容について利用者に説明します。自費介護サービスの内容は【別紙重要事項説明書】の通りです。

### 第4条（協力義務）

- （1）利用者は、事業所が利用者のため自費介護サービスを提供するにあたり、可能な限り事業所に協力しなければなりません。

#### 第5条（サービス提供の記録）

- （1）事業所は、前項のサービス提供記録をこの契約の終了後、2年間保管します。
- （2）利用者は、事業所の営業時間内にその事業所にて当該利用者に関する第1項のサービス提供記録を閲覧することができます。
- （3）利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の開示を受けることができます。

#### 第6条（料金）

- （1）利用者は、事業所が提供する自費介護サービスの対価として【別紙重要事項説明書】に定める費用の額をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- （2）事業所は、当月料金の合計額を記した請求書に明細を付して、利用月を基準にしてその翌月15日までに請求をします。
- （3）利用者は、当月料金の合計額を請求の受けた月の末日までに指定の支払い方法によって支払います。
- （4）事業所は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し速やかに領収証を発行します。

#### 第7条（サービスの中止）

- （1）利用者は、事業所に対して、サービス提供日の前日午後5時まで（前日が休業日の場合は休業日の前日午後5時まで）に通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- （2）事業所は、利用者の体調不良等の理由により、自費介護サービスの実施が困難と判断した場合サービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては【別紙重要事項説明書】に記載したとおりです。
- （3）事業所は、事業所の都合により、臨時に休業することがあります。この場合利用者に予め連絡をいたします。

#### 第8条（料金の変更）

- （1）事業所は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料及び食事等の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- （2）利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【承諾書】を作成し、お互いに取り交わします。
- （3）利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業所に対し、文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

## 第9条（契約の終了）

- (1) 利用者は事業所に対して、1 週間の予告期間をおいて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1 週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- (2) 事業所はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1 ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- (3) 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ①事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
  - ②事業所が守秘義務に反した場合。
  - ③事業所が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
  - ④事業所が破産した場合。
- (4) 次の事由に該当した場合は、事業所は文書で通知することにより、直ちに契約を解約することができます。
  - ①利用者のサービス利用料金の支払いが3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず14 日以内に支払われない場合。
  - ②利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は利用者の入院もしくは病気等により、3 ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
  - ③利用者又はその家族が事業所やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- (5) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ①利用者が介護保険施設に入所した場合。
  - ②利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
  - ③利用者が死亡した場合。

## 第10条（秘密の保持）

- (1) 事業所の使用する個人情報については、個人情報保護法を遵守し、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業所は、利用者又はその家族から予め同意を得ない限り、個人情報の使用をいたしません。

#### 第11条（身体的拘束の排除への取り組み）

事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況や緊急やむを得なかった理由等を記録し、利用者及び利用者代理人に対し同意を得ることとします。

#### 第12条（賠償責任）

- (1) 事業所は、サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- (2) 利用者（家族を含む）が事業所側の送迎を希望されない場合、通所中に発生した事由に関しての責任は利用者には帰属するものとします。

#### 第13条（緊急時の対応）

事業所は、現に自費介護サービスの提供を行っている際に利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

#### 第15条（相談・苦情対応）

事業所は、利用者から相談等に対応する窓口を設置し、自費介護サービスに関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

#### 第16条（本契約に定めない事項）

- (1) 利用者及び事業所は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- (2) この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### 第17条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業所は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業所が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 6年 月 日

【自費介護サービス事業所】

<事業所名> あったかいごデイサービス黒川

<住 所> 岩手県盛岡市黒川18地割99

<代表者名> 株式会社 三協メディケア

代表取締役 齊藤 哲哉 印

【利用契約者】

<住 所> \_\_\_\_\_

<氏 名> \_\_\_\_\_ 印

【代 理 人】

<住 所> \_\_\_\_\_

<氏 名> \_\_\_\_\_ 印

<続 柄> \_\_\_\_\_